

011302計量器測定器製造業における死亡災害事例（1999-2022年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	起因物 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
2020	7	16 ～ 18	業務に起因して精神障害を発病し、事業場の窓（高さ約10m）から飛び降り、自殺したものの。	921	90	30 ～ 49
2014	2	13 ～ 14	事業所内にて倒れ、同日、病院へ救急搬送されたが、「急性循環不全」により死亡した。	921	90	10 ～ 29
2014	3	8 ～ 9	被災者が、事業場付近にて、投身自殺を図った。	921	90	10 ～ 29
2012	1	17 ～ 18	マシニングセンタ（数値制御工作機械）を使用し、食品計量器用アルミニウム部品を切削加工中、異音がしたため同僚労働者が駆けつけたところ、機械の内部で、自動工具交換機のアームの先端が右側頭部に刺さった状態の被災者を発見した。直ちに救急搬送したが、頭蓋骨陥没骨折、脳挫傷にて死亡した。	152	7	1～ 9
2012	1	18 ～ 19	横中ぐり盤を使用し、金属製架台（ブラケット）を加工中、主軸に取り付けられた研削部分に作業服（腰部）が巻き込まれ、主軸の回転に合わせて身体が回転した。同僚労働者がこれを発見し、主軸の回転を止めて被災者を救助したが、救急搬送先の病院で内臓破裂により死亡した。	152	7	10 ～ 29
		11	工場において、被災者は手工具の加工機械の設置高さを微調整するため、			50

2012	8	～ 12	当該機械下部と床面の間にバールを入れて持ち上げ、スペーサーを挟む作業を行っていたところ、当該機械が被災者側に倒れ下敷きになり、頭部及び胸部を挟まれ死亡した。	612	6	～ 99
2011	4	～ 12	出張中、新幹線の車中で突然心停止となり、死亡に至ったもの。	921	90	300 ～
2010	4	～ 9	定例の打合せを終え、職場内の席に戻った直後に倒れ、脳内疾病により死亡した。長時間労働が認められたことから、業務上災害として労災認定されたもの。	921	90	100 ～ 299
2010	2	～ 8	船体部品の穿孔作業を行う際に使用する横中ぐり盤（NCによる自動機）の暖気運転中、前日の加工状況を確認するためドリル付近に近づき、右腕がドリルに巻き込まれ、ドリルに衣服が巻きついたまま全身が回転し、設備下部のカバーに足を打ち膝下が粉碎飛散したもの。冬場の暖気運転は30分程度要するため、始業時間である8時からの作業に間に合うよう、機械の運転を開始するが、作業は開始していない。なお被災時工場内には誰もおらず被災状況の目撃者はいない。	152	7	10 ～ 29
2007	1	10 ～ 11	ガソリン計量機のセルフ給油ノズル溢れ対策実験中、自動車燃料タンクから貯蔵用タンクにガソリンをポンプで戻していたところ、貯蔵用タンクの通気用安全弁が閉じていたため、当該タンクの内圧が高まり安全弁からガソリンが漏えいした。そのため当該タンクの横にいた作業者がガソリンを浴び、それを見た他の作業者が戻しポンプのスイッチを切ったところ、ガソリンを浴びた作業者に引火した。被災者は入院中に死亡した。	512	16	300 ～ 499
2004	10	9 ～ 10	講習会に参加した被災者が、同僚1名とともに、展示機械（キャスター付き、重量約150kg）を搬入中、搬入経路に敷いた養生板が進行方向に滑り、その養生板に足を載せていた被災者が転倒しその上に移動中の機械が倒れ、下敷きとなった。	612	6	10 ～ 29
		13	塗装場横の空地で不要になった木製の格納箱の焼却中、燃焼を促進するため1斗缶に入った廃油を箱にかけてたところ1斗缶が爆発し、衝撃で廃油が			10

2002	3	～ 14	飛び散り衣服に付着して引火し、下半身・両腕・顎から喉にかけて火傷を負った。	512	16	～ 29
2000	2	14 ～ 15	鉄筋を運ぶスラットコンベアの上を渡ろうとしたときに、スラットコンベアの稼働センサーに触れたため突然コンベアが動き出し巻き込まれた。	224	7	50 ～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.html(職場のあんぜんサイト)

https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311_01.htmlに戻る。